警察署協議会議事録

協議会名	令和7年第1回宮城県佐沼警察署協議会
開催日時	令和7年2月17日 (水)午後2時00分から午後3時30分まで
開催場所	宮城県佐沼警察署会議室
出席者等	 協議会委員(6名) 出席委員~佐竹委員、太田委員、伊藤委員、佐々木委員 千葉委員、進藤委員 欠席委員~なし 警察署側(9名) 署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警務係長
議事概要	別紙記載のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

【報告事項】

1 令和6年中における治安情勢について(生活安全課長)

(1) 刑法犯認知件数

宮城県内の刑法犯認知件数は1万1,385件(前年比-198件)であり、治安が改善している状況である。

佐沼警察署管内の刑法犯認知件数は341件(前年比+69件) であり、増加率は25.4パーセントと、県内第2位の増加率となってしまった。

数値面から説明すると、佐沼警察署管内の治安は悪化したと言わざるを得ない。

(2) 特殊詐欺等

宮城県内の特殊詐欺の認知件数は374件(前年比+22件)であり、被害額は約15億7,000万円(前年比+約5億9,000万円)であった。

佐沼警察署管内の特殊詐欺の認知件数は12件(+3件)であり、被害額は約1,800万円(前年比-580万円)であった。

このように、特殊詐欺の被害額については依然として高水準 で推移している。

宮城県内のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は212件 (前年比+108件)であり、被害額は約16億4,000万円(前年比+ 約6億6,000万円)であった。

佐沼警察署管内のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は 12件(前年比+9件)であり、被害額は約1億1,000万円(前年 比+約9,541万円)であった。

(3) 治安対策の検証結果

宮城県内の刑法犯の検挙件数は5,188件であり、検挙率は約45%であったのに対して、佐沼警察署管内の刑法犯の検挙件数は275件であり、検挙率は約80%であった。

特別法犯の検挙件数も前年より大幅に増加しており、佐沼警察署管内においては、事件が発生しても多数検挙しているということが言える。

詐欺被害の抑止に関し、宮城県内ではコンビニや銀行などで 声掛けをして、421件の特殊詐欺被害を抑止しており、抑止金額 は約2億2,000万円にものぼる。

佐沼警察署生活安全課においても、町内会、民間企業、金融 機関を対象とした防犯講話、商業施設、イベント、学校におけ

議事概要

る防犯キャンペーン、広報紙、デジタルサイネージ、自動車学校における広報など、あらゆる機会を通じて注意喚起を実施した。

宮城県警察では、サイバーパトロールを強化しサイバー空間 に存在する違法・有害情報を発見し、サイト管理者に対して削 除要請を実施している。

これをサイバー空間の浄化活動と呼んでいるが、宮城県内における実施件数3,531件の内、佐沼警察署の実施件数は3,279件と、実施件数のほとんどを佐沼警察署において実施したという結果であった。

このように、治安のバロメーターである刑法犯認知件数が著しく増加した佐沼警察署管内の治安情勢であったが、様々な角度から治安対策を実施した結果、数値面の治安情勢の悪化とは裏腹に、体感治安は維持されたと言うことができると考える。

(4) 今後の課題

治安情勢については、道路や交通網の整備、インターネット、スマートフォンなどの普及による「複雑化」「広域化」、様々な考え方が受け入れられる時代である「多様化」が進み、治安課題が日々変容している状況である。

これら変容する治安課題に対応するため、警察の捜査や対応 も日々進歩し、変化していかなければならない。

住民の要望に沿った警察活動、治安対策を推進し、市民の危機意識を高めていくことも重要であることから、今後も委員の皆様の知恵を貸していただき、タイムリーな警察活動、治安対策に努めていく所存である。

【意見・要望】

-委員-

学校における防犯カメラ設置について、設置箇所などの指導はないか。

- 生活安全課長-

施設の構造にもよるが、管理が希薄な場所を中心に複数台の設置を呼び掛けていく。

-委員-

特殊詐欺などに関するささいな相談事でも、市民が一人で警察に行くのはハードルが高いと感じることから、私達委員が寄り添って、抑止広報と共に警察へ相談し易い環境整備に協力していきたいと思う。

-生活安全課長-

そのようにお願いしたい。

2 令和7年上半期速度取締り指針について(交通課長)

(1) 令和6年中の交通事故発生状況等

佐沼警察署管内における令和6年中の交通事故発生状況については、人身事故発生件数が79件(前年比-16件)、死者数2名、(前年比+1名)、負傷者数92名(前年比-15名)、物損事故発生件数が1,007件(前年比-62件)である。

交通事故が総じて減少傾向にあるのは、各協力機関団体の皆様方の協力を得て行われた各種キャンペーンの実施効果により住民の交通安全に対する意識の高揚が図られたものと考えている。

(2) 令和7年上半期速度取締り指針

佐沼警察署管内の過去3年間の交通事故の発生件数については、人身事故が267件であり、物損事故が3,081件であった。

人身事故の内、3件が死亡事故であり、3名の方が死亡した。 人身事故の負傷者の内、重傷者は34名であり、軽傷者は275名 であった。

主な原因別の発生状況については、前方不注視が64件、安全 不確認が62件、動静不注視が53件、一時不停止が21件であった。

主な類型別の発生状況については、追突109件、出会い頭82件、 正面衝突14件であった。

路線別の発生状況において交通事故が多い路線は、国道346号が48件、県道古川佐沼線が46件、県道築館登米線が21件、国道398号が20件、県道中田栗駒線が8件であった。

交通事故の発生が多い時間帯については、通勤通学時間帯44件、昼間で多い時間帯は午前11時台で22件、午後3時台で20件であった。

この時間帯発生状況から、重点取締り時間帯については、午前7時から午前9時、午前10時から午後0時、午後3時から午後6時と設定した。

重点区域については、交通事故の発生状況に鑑み登米市迫町 北方地区、登米市米山町中津山地区、登米市中田町石森地区を 選定した。

重点路線については、登米市迫町北方地区から国道398号、県道築館登米線、登米市米山町中津山地区から国道346号、県道古川佐沼線、登米市中田町石森地区から県道中田栗駒線、県道花泉迫線を選定した。

速度違反の取締りにより、交通取締りをする警察官の姿を見てもらい「交通ルールを守る」という意識を高めてもらう。交通秩序が保たれれば、安全で円滑な交通社会が実現され、交通事故が減少する。交通違反が看過されれば、交通秩序が乱れ社会が混乱し安心して過ごすことが困難になる。万が一、交通事故に遭ったとしても被害を軽減できる。といった効果が認められる。

運転者には責任がある行動が求められ、安全運転が義務であることを忘れさせないため、佐沼警察署では、令和7年上半期速度取締り指針に基づき、交通違反の取締りを実施していく所存である。

【意見・要望】

一委員一

信号機のない横断歩道での停止率は上昇していると感じるが、

- 一部、手を上げないと車が止まらない交差点も存在する。
- -交通課長-

ご意見を参考として今後も交通指導取締りを実施していく。

-委員-

小学校や児童館付近の横断歩道や裏道警戒もお願いしたい。

-交通課長-

ご意見を参考として今後も交通指導取締りを実施していく。